

アイヌ政策推進会議作業部会について

1. 趣旨

第1回アイヌ政策推進会議（平成22年1月29日開催）において、具体的に検討を進めることとされた課題について専門的な調査検討を行うため、「アイヌ政策推進会議の開催について」（平成21年12月25日内閣官房長官決裁）に基づき、作業部会を開催する。

2. 検討事項

第1回アイヌ政策推進会議において、作業部会を設けて具体的に検討を進めることとされた課題は以下のとおり。

- (1) 民族共生の象徴となる空間
- (2) 北海道外アイヌの生活実態調査

3. 構成

上記2. の検討事項に関する作業部会の部会長及び構成員は別紙のとおり。

4. 運営

- (1) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることとする。
- (2) 部会長は、作業部会の検討状況等をアイヌ政策推進会議に報告する。

5. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

1 民族共生の象徴となる空間 作業部会

部会長 佐々木 利 和 人間文化研究機構 国立民族学博物館教授

構成員 加 藤 忠 (社)北海道アイヌ協会理事長
川 上 哲 (社)北海道アイヌ協会副理事長
佐 藤 幸 雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長
篠 田 謙 一 国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長
常 本 照 樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

2 北海道外アイヌの生活実態調査 作業部会

部会長 常 本 照 樹 北海道大学大学院法学研究科長・法学部長
北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

構成員 阿 部 一 司 (社)北海道アイヌ協会副理事長
佐々木 利 和 人間文化研究機構 国立民族学博物館教授
佐 藤 幸 雄 (社)北海道アイヌ協会事務局長
本 田 優 子 札幌大学文化学部長
丸 子 美記子 関東ウタリ会会長

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告（抜粋）
「北海道外アイヌの生活実態調査」関連部分

2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

(1) アイヌの人々の現状

① アイヌの人々の居住地

アイヌの人々は、今でもその多くが北海道に居住しているといわれている。なお、現代において、アイヌの人々は、自分たちのみの居住地を形成することはなく、他の日本人と同じ地域で共に生活している。

一方、生活基盤を道外に移したアイヌの人々も少なくないといわれているが、十分に把握されていない状況にある。

(注) 昭和63年の東京都調査によれば、都内に約2,700人のアイヌの人々が居住していると推計されている。

② アイヌの人々の生活・教育の状況等

当懇談会が昨年秋に実施した首都圏在住のアイヌの人々との意見交換の中では、生活の窮状についても述べられているが、道外に居住するアイヌの人々の生活状況については、昭和63年の東京都調査以降、十分に把握されてこなかった。北海道では生活向上関連施策が実施されてきたが、首都圏を初め道外に居住するアイヌの人々には施策が講じられていない状況にある。

3 今後のアイヌ政策のあり方

(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方

① 先住民族という認識に基づく政策展開

ウ 政策展開に当たっての国民の理解の必要性

日本が近代化に向かって歩みを進めた結果、日本国民全体が自由や民主主義、経済的豊かさといった恩恵を享受することとなった。しかし、その陰で、アイヌの文化は深刻な打撃を受け、今なお、所得水準や高等教育への進学率などアイヌ以外の国民との間で格差が残り、それが差別の原因ともなってきた。アイヌであることを悩み苦しむ若者たちがいる事実から目を背けるべきではない。

③ 政策展開に当たっての基本的な理念

ア アイヌのアイデンティティの尊重

歴史的経緯に起因するアイヌの人々と他の日本人との間の生活や教育

面での格差が、アイヌの人々への差別につながり、そのことがアイヌとして誇りを持って生きるという選択を妨げているとも考えられる。したがって、生活・教育の格差を解消するための施策も推進すべきである。これは、憲法第13条の趣旨を実現するための条件整備としての意義を有するということができる。

なお、個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、先住民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性も認めなければならない。

(2) 具体的政策

② 広義の文化に係る政策

カ 生活向上関連施策

生活向上関連施策については、現在、北海道において、奨学金、生活相談、就業支援、農林漁業の生産基盤等の整備、工芸技術研修等に関する支援を実施している。

今日の北海道内のアイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが、先述の「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」等によると、生活保護率や大学への進学率等において、なお格差が存在しており、引き続き生活向上関連施策を実施していくことが求められる。これらの格差の存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難となっている状況も否定できない。また、北海道内に在住するアイヌの人々に対しては施策が講じられる一方で、北海道外在住のアイヌの人々に対しては施策が講じられていない等の課題もある。

このため、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる。その際、支援策の適用に当たってアイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる場合には、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討すべきである。

なお、以上のような生活向上関連施策の展開に当たって留意すべき点は、アイヌの人々は様々な生活の道を選択しているという状況があることであり、これらの人々を本人の意思に関わらず、一律に施策の対象とすることは避けるべきである。

「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の当面の運営

(平成 22 年)

第 1 回 (3 月 11 日 (木))

- ・ 調査方法の考え方
- ・ 今後の進め方

第 2 回以降 (4 月以降複数回開催)

- ・ 過去の実態調査等も参考にしながら具体的検討を推進

(想定される具体的検討の例)

- ・ 調査方法
- ・ 調査項目
- ・ 海外の事例等を踏まえた検討 等

第 2 回アイヌ政策推進会議 (5 月又は 6 月)

- ・ 作業部会の検討状況報告

以降、適宜作業部会開催

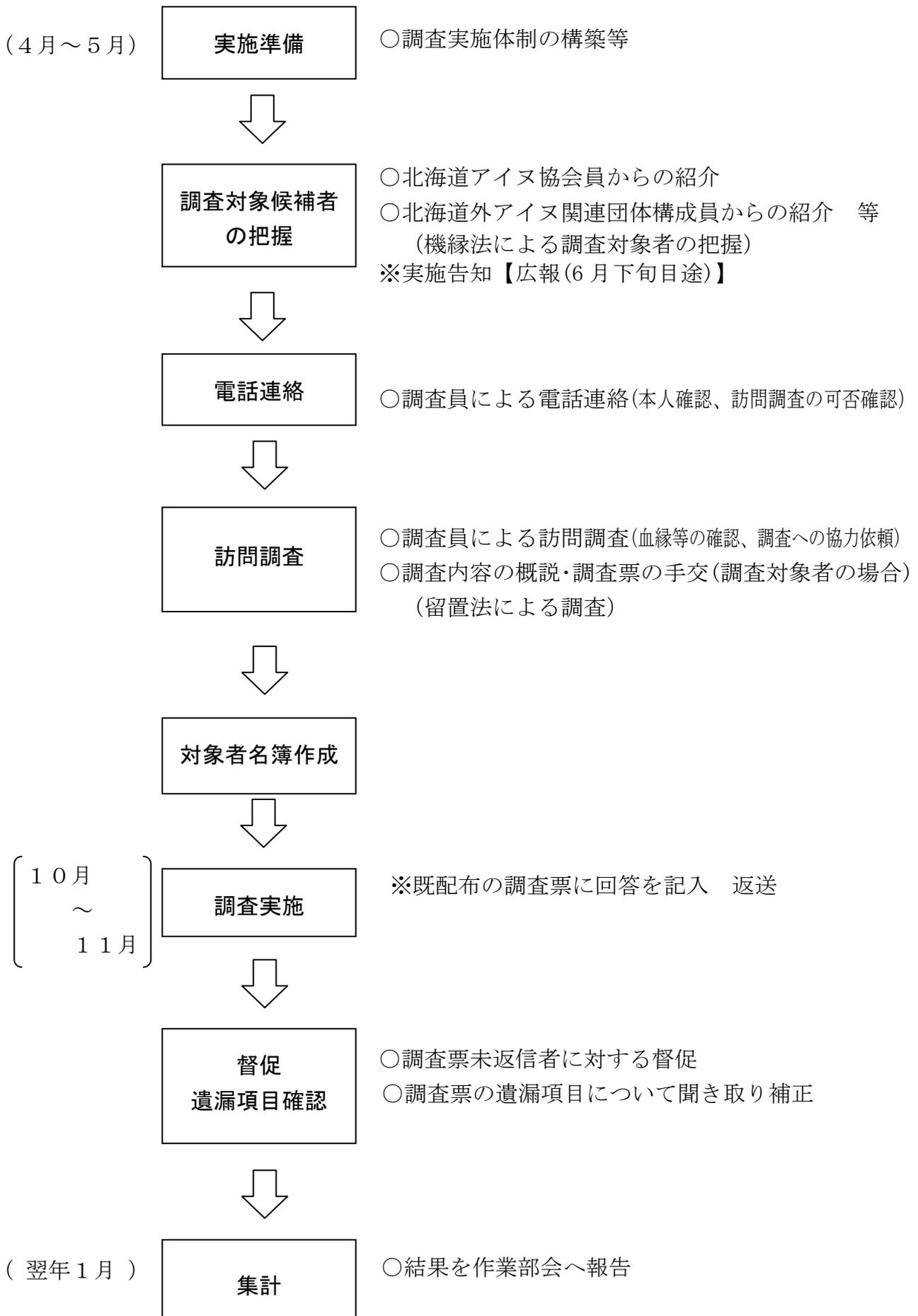
- ・ 調査の進捗状況の確認

(平成 23 年)

- ・ 調査結果の報告
- ・ 調査結果取りまとめの検討

概ね 1 年程度をかけて検討

「北海道外アイヌの生活実態調査」スケジュールのイメージ



これまでに行われたアイヌの人々に関する実態調査

	北海道アイヌ生活実態調査 (平成 18 年)	東京在住ウタリ実態調査 (昭和 63 年)	北海道大学アイヌ民族生活実態調査 (平成 20 年アンケート調査)
趣旨	(1) 北海道におけるアイヌの人々の生活実態を把握し、総合的施策のあり方を検討するため、必要な基礎資料を得ることを目的 (2) 昭和 47 年から 7 年ごとに北海道が実施 (以下は平成 18 年の内容を掲載)	(1) 東京に在住するアイヌの人々の人口構成、居住地の分布と転居、職業と労働、住宅関係、教育と伝統文化、差別などに関する実態を把握し、今後の施策の検討に資することを目的 (2) 東京都が委託により昭和 49 年及び昭和 63 年に実施(以下は昭和 63 年の内容を掲載)	(1) 教育・就労・生活・意識などの面から、社会的にアイヌ民族の生活実態を把握し、今後の学術研究及びアイヌ民族政策に寄与することを目的 (2) 北海道大学アイヌ先住民研究センターが実施(以下は平成 20 年実施のアンケート調査の内容を掲載)
調査対象	(1) 「アイヌ」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とした。 (2) ただし、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。 ※ アンケート調査については、世帯調査対象世帯の中から、15 歳以上の世帯員を対象	(1) 調査時点で所在を確認することができた、東京都に在住するアイヌ世帯の構成員(アイヌの血統を引いている者及び婚姻等により、それらの方と同一の生計を営んでいる者)を対象とし、「個人調査」の対象は 15 歳以上とする。 (2) ただし、本人がアイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。 ※ 実際には、血統の把握が困難であったことから、「自分をアイヌ、またはアイヌの子孫だと思っている者」をアイヌとして調査を実施	(1) 北海道在住の 18 歳以上 85 歳未満のアイヌ民族とその世帯員。 (2) 調査対象者の選定に当たっては、北海道アイヌ協会の全面的協力を得て、現及び元協会員とその世帯員は全員対象とするように努めたほか、一定数の非会員も対象とした。
実施方法	(1) 市町村調査及び地区調査 アイヌの人々が居住する市町村を対象として全数調査 →【道内アイヌ人口】 23,782 人 (2) 世帯調査及びアンケート調査 300 世帯を抽出し知事が委嘱した調査員による聞き取り調査(地域バランス・年齢構成などを勘案し世帯を抽出)	機縁法によって知りえた全員を対象とした面接調査(調査員は関東ウタリ会会員 14 名) →518 世帯(世帯員総数 1,134 人)に調査を実施 →【東京に居住するアイヌ世帯員総数(推定)】 およそ 2,700 人	(1) 調査員(アイヌ生活相談員及び北海道ウタリ協会支部長等)が、平成 20 年 10 月中に調査票を配布・回収(配布留置法)。 (2) 一部、郵送法も用いた。 【調査票回収(配付)実績】 ・世帯調査票 2,903 票回収(3,438 票配布) ・個人調査票 5,703 票回収(7,306 票配布)

	分類	北海道アイヌ生活実態調査 (平成18年 世帯調査及びアンケート調査)	東京在住ウタリ実態調査 (昭和63年)	北海道大学アイヌ民族生活実態調査 (平成20年アンケート調査)
調査項目	生活実態に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年間所得、生活意識 ・生活保護の受給状況 ・社会保険の加入状況 ・仕事の有無 ・就職の方法、従業上の地位 ・就業者の産業別・経営形態 ・転職の経験・希望の有無 ・住宅の所有関係・形態・設備(浴室・便所等) ・新築等の計画の有無 ・宅地の所有及び購入計画 ・公的貸付金の利用状況、利用予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入(当年8月及び前年) ・生活保護の受給状況 ・保険・年金の加入状況 ・職業の有無 ・勤務先の業種・規模・仕事の内容 ・就職の方法、従業上の地位 ・転職の経験・希望の有無と理由 ・現在の職場への不満 ・就職のための能力・技能習得の希望 ・住宅の所有関係・形態・設備(浴室・便所等) ・資金(ローン)の利用状況・利用目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全体・回答者自身の年収(税込み) ・生活保護の受給状況 ・健康保険・年金の加入状況 ・15歳当時の生活意識・住宅設備等 ・現在の生活意識・住宅設備等 ・就業形態・職業(有無を含む) ・勤務先の従業員数・待遇 ・転職の経験・希望の有無とその理由 ・健康診断受検の有無 ・喫煙・飲酒・娯楽の有無 ・資格(自動車免許等)の有無
	教育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の学歴に関する事項 ・子の進学についての希望 ・修学資金の利用状況、利用予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・(子又は自分の)進学希望の有無 ・(子又は自分の)進学に関する支障の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の最終学歴 ・自らの学歴・進学希望の有無 ・進学をあきらめた理由 ・子の進学についての希望 ・修学援助の受給の有無
	文化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の知識の有無 ・アイヌ文化の伝承活動への参加・実践 ・今後積極的な活動のために必要なもの ・アイヌ語の能力 ・アイヌ語の学習希望の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の知識の有無 ・アイヌ文化の伝承活動の希望 ・アイヌ文化の伝承活動への参加・実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の信仰(宗教)の有無 ・アイヌ伝統文化の宗教儀礼の実践 ・アイヌ文化の伝承活動への参加・実践 ・上記のうち今後関わりたい活動
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌに対する特別対策の必要性 ・今後必要と考える対策 ・差別体験の有無・場面・対処 ・差別の原因・背景 ・差別をなくすために必要な対策 ・アイヌ文化振興法による変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が行っている施策の知識の有無 ・東京都への施策の要望 ・差別体験の有無・場面 ・東京への転出の時期 ・北海道からの移住の理由 ・北海道と東京いずれが暮らしやすいか ・現在地での在住希望の有無 ・困ったことがある場合の相談先 ・旧土人保護法、新法要望に関する知識の有無 ・アイヌを関連させた観光・宣伝について 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ民族に関する施策への考え ・アイヌの血縁関係・配偶者の有無 ・アイヌ民族としての意識に関する事項 ・生誕地 ・現在困っていることの有無 ・困ったことがある場合の相談先 ・社会で成功するために重要なこと ・日本における各種不公平の有無 ・現在地での在住希望の有無 ・日頃心がけていること

これまでのアイヌ政策の経緯

- 昭和49年 北海道ウタリ対策
(現在は、北海道アイヌ生活向上関連施策)
- 平成8年 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」 報告
- 平成9年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 制定
- 平成19年 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 採択
- 平成20年 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を
国会（衆・参両院）において全会一致で採択
(6月6日)
- 平成21年 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」 報告
(7月29日) ※別紙参照
- ・今に至る歴史的経緯（旧石器～近代）
 - ・アイヌの人々の現状、最近の動き
 - ・今後のアイヌ政策の基本的考え方
(先住民族という認識に基づく政策展開等)
 - ・具体的政策
(国民の理解の促進、広義の文化に係る政策の
推進、推進体制等の整備)
- 「アイヌ総合政策室」を内閣官房に設置（8月12日）
- 「アイヌ政策推進会議」の開催を決定（12月25日）
- 平成22年 「アイヌ政策推進会議（第1回）」開催（1月29日）
以下の課題について作業部会を設けて具体的検討
を進めること等を確認
- ・民族共生の象徴となる空間
 - ・北海道外のアイヌの生活実態調査

国連宣言（H19.9）、国会決議（H20.6）→「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（H21.7）
アイヌの方々との意見交換も踏まえ、総合的なアイヌ施策の確立に向け議論

今に至る歴史的経緯

【アイヌの人々につながる歴史と文化(旧石器～中世)】

【「異文化びと」と「和人」の接触～交易(中世)】

【過酷な労働生産の場(近世)】

商場知行制、場所請負制、「和人」との抗争、ロシアの南下政策と国境画定

【アイヌの文化への深刻な打撃(近代)】

場所請負制廃止と自由競争、文明開化とアイヌの文化への打撃、近代土地所有制度の導入、伝統的生業(狩猟、漁撈)の制限、北海道旧土人保護法の施行、民族意識の高揚等

アイヌの人々の現状、最近の動き

【アイヌの人々の現状】

生活や教育の状況、文化活動等の取組、帰属意識 等

【アイヌの人々をめぐる最近の動き】

先住民族の権利に関する国際連合宣言、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

今後のアイヌ政策のあり方

今後のアイヌ政策の基本的考え方

【先住民族という認識に基づく政策展開】

- ・先住民族であることの確認
- ・先住民族であることから導き出される政策の展開
- ・政策展開に当たっての国民の理解の必要性

【国連宣言の意義等】

国連宣言の意義、憲法等を考慮したアイヌ政策の展開等

【政策展開に当たっての基本的な理念】

- ① アイヌのアイデンティティの尊重
- ② 多様な文化と民族の共生の尊重
- ③ 国が主体となった政策の全国的实施

具体的政策

【国民の理解の促進】

- ・教育、啓発

【広義の文化に係る政策】

- ・民族共生の象徴となる空間の整備
- ・研究の推進
- ・アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興
- ・土地・資源の利活用の促進
- ・産業振興
- ・生活向上関連施策

【推進体制等の整備】

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置 等

- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。
- ・関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。

アイヌ政策推進会議の開催について

〔平成21年12月25日〕
〔内閣官房長官決裁〕

1 趣旨

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

座長 内閣官房長官

座長代理 座長が指名する者

構成員 別紙に掲げる有識者

3 作業部会

会議は、必要に応じ、作業部会を開催することができる。作業部会の構成員は、座長が指名する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

アイヌ政策推進会議 名簿

座長	平野博文	内閣官房長官
座長代理	小川勝也	内閣総理大臣補佐官
構成員	阿部一司	(社)北海道アイヌ協会副理事長
	安藤仁介	(財)世界人権問題研究センター所長 京都大学名誉教授
	上田文雄	札幌市長
	大西雅之	鶴雅グループ代表
	加藤忠	(社)北海道アイヌ協会理事長
	川上哲	(社)北海道アイヌ協会副理事長
	佐々木利和	人間文化研究機構 国立民族学博物館教授
	高橋はるみ	北海道知事
	常本照樹	北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
	能登千織	北海道白老町学芸員
	丸子美記子	関東ウタリ会会長
	横田洋三	(財)人権教育啓発推進センター理事長 中央大学法科大学院教授